

平成 24 年 3 月 28 日

各 位

株式会社関西アーバン銀行

### 不祥事件の発生について

この度、弊行の元職員による不祥事件が下記のとおり発生いたしました。

信用を第一とする金融機関として、かかる事態を発生させましたことは誠に遺憾であり、深く反省しております。

また、日頃から弊行をご愛顧ご支援いただいておりますお客さまや関係の皆様方に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

弊行本店営業本部の元職員（59 歳・男性・庶務担当）が、平成 20 年 2 月から平成 24 年 1 月までの間に、登記簿謄本等を入手する際の使用枚数を水増しする形で業務用印紙を着服していた事実が平成 24 年 1 月 24 日に判明いたしました。

印紙の使用枚数が著しく多いことから平成 24 年 1 月に行内調査いたしました結果、上記の事態が判明したものです。

その後、被害額の特定調査を行った結果、着服総額は 13,835 千円となりました。

被害額については、当該元職員及びその家族の拠出により、全額弁済されております。

#### 2. お客さまへの影響

弊行の業務用印紙の着服につき、お客さまへの被害はございません。

#### 3. 関係当局への届出

監督官庁等関係機関に報告するとともに、警察にも通報いたしました。

#### 4. 関係者の処分

当該元職員につきましては、平成 24 年 3 月 27 日付で懲戒解雇といたしました。

また、管理監督の責にあった関係者につきましても、弊行のルールに則り平成 24 年 3 月 27 日付で処分しております。

#### 5. 今後の対応

かかる事態を防止できなかったことを厳粛に受け止め、事務取扱いルールの見直しと相互牽制体制の一段の厳格化を図り、役職員一体となり信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

以 上